



「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及びFAQ改正の概要

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室

専門検査官

金融証券検査官

小林優吾
濱田浩輝

金融庁（以下「当庁」という）は、2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「GL」という）を策定・公表して以降、2019年4月及び2021年2月に改正を実施している。さらに、金融機関等に対しては、2021年4月に、GLにおいて「対応が求められる事項」について、2024年3月末までに対応（以下「基礎的な態勢整備」という）を完了させることを要請し、その整備状況について検査等において確認をしてきた。

他方で、この間、預貯金口座を不正利用した犯罪手口の巧妙化・被害の増加やFATF第5次審査の進捗等、マネー・ローンダリング対策等に関する様々な動きがあった。このため、こうした環境変化に対応した金融機関等の実効的な態勢整備を促進すべく、当庁は、2026年3月31日、GLの改正を実施した。

また、GLのガイダンスの位置付けとして策定している「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下「FAQ」という）についても、今般のGL改正にあわせて、関連箇所を改正している。本稿においては、本改正について、GLとFAQの関係性も踏まえて、詳述する。

1 本改正の背景

冒頭で述べたとおり、当庁は、金融機関等に対してGLに基づく基礎的な態勢整備の完了報告を要請し、2024年4月末までに当庁が受領した金融機関等からの報告によれば、2024年3月末時点の金融機関等におけるGLの対応完了率は99%であった。さらに、その後の検査等において、基礎的な態勢整備の着実な実行を促したことによ

り、多くの金融機関等において、おおむね対応が完了し、現在はマネロン等リスクの変化に対応して態勢の有効性を確認し、必要に応じて強化を図る（いわゆる有効性検証）¹段階に移行していると認識している。

こうしたなか、足もとでは、当庁と警察庁が連名で預金取扱金融機関に対して預貯金口座の不正利用等防止に向けて対策を要請したほか（以下、後述する要請に係る文書を「要請文」という）、一部の国に対し

FATF第5次審査が開始されているなど、金融機関等を取り巻く環境も大きく変化している。そこで、これらの環境変化等を整理し、金融機関等におけるさらなる実効的な態勢整備を図る目的で、本改正を実施した。

本改正の主なポイントは、①要請文を踏まえた改正、②外部委託先管理の明確化、そして、③対応が期待される事項・先進的な取組み事例の整理の3つであり、以降で改正内容を紹介する。

2 改正内容

(1) 要請文を踏まえた改正

詐欺等の犯罪において、被害金の授受やその移転先として、不正に開設・譲渡された預貯金口座が用いられているという実態等を踏まえ、2024年8月、当庁は警察庁と連名で、預金取扱金融機関の各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した¹。要請の内容については、口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたっている。

要請文の内容のうち、①口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化、②利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知、③不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化及び④検知

及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化について、改正前のGL・FAQの記載では、不明瞭となっていたことから、次のとおり明確化した。

①について

FAQⅡ－2(3)リスクの低減(ii)顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）

【対応が求められる事項】③のQ3において、「信頼に足る証跡の真正性」を確認するための仕組みを構築することも重要である旨を追記。

②について

FAQⅡ－2(3)リスクの低減(iii)取引モニタリング・フィルタリングのQにおいて、「取引モニタリング」の定義において、不審・不自然なアクセスの検知も「取引モニタリング」に含む旨を追記。

②～④について

GLⅡ－2リスクの特定・評価・低減(3)リスクの低減(iii)取引モニタリング・フィルタリング【対応が求められる事項】①において、ハ、検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずることを新設。さらに、当該対応が求められる事項に対応するFAQのQ1～3に具体的な対応内容を追記。

昨今、金融機関等においては預金取扱金融機関に限らず、非対面取引が普及してい

1 当庁では、2025年3月31日、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表している。

2 「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（2024年8月23日）。2025年9月12日には、同じく当庁と警察庁が連名で預金取扱金融機関に対して「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」も要請している。

るほか、速やかな不正検知を行うことや、検知した時点で不正の確証が得られる場合には不正利用や顧客被害の防止に向けて速やかにリスク遮断措置を講ずることなどのように、自らの直面するリスク等に応じて適切なリスク低減措置を講ずることは、あらゆる金融機関等に共通して求められる事項と考えられる。上述のとおり、要請文は預金取扱金融機関に対して発出されたものではあるが、今後は預金取扱金融機関以外の業態についても、GL及びFAQに基づき自らの直面するリスク等に応じて対応の必要性を検討・実施する必要がある。

(2) 外部委託先管理の明確化

FATFは相互審査の観点をあらかじめ「メソドロジー」として公表しているが、改正前のGLとFATF第5次相互審査のメソドロジーを比較したところ、改正前のGLでは新商品・サービスの提供時（GLの「Ⅱ－2(1)リスクの特定【対応が求められる事項】④」）やITシステムの委託時（同「Ⅱ－2(3)リスクの低減(vi)ITシステムの活用【対応が求められる事項】⑤」）など、限られた場面においてのみ外部委託先管理に係る記載があり、当該場面にかかわらず自社のマネロン等リスク管理に係る業務を外部委託する際に外部委託先管理が求められるか否か不明瞭な記載となっていた。

このため、GLのⅢ－3(4)「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理」を新設し、一部の場面にかかわらず、マネロン等リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証することが求められる旨を明確化

した。あわせて、当該「対応が求められる事項」については、FAQにQ1～3を新設し、留意点等を記載している。

例えば、Q1において、どのような業務を外部委託する場合に対応が求められるかについては、外部委託先の態勢が、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の堅牢性に影響すると考えられる場合には、外部委託先の態勢検証を行うなど、外部委託する業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮する必要がある旨記載している。

さらに、Q2において、具体的な検証方法の事例として、委託した業務を遂行した結果を確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求めること、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行の態勢等を聴取することなどを記載している。

金融機関等においては、上述した点も留意しつつ、どの業務を外部委託する場合に外部委託先管理を行うのか、対象業務を整理した上で、自社の外部委託の状況を把握し、当該外部委託先に対してどのように検証すべきかを検討する必要がある。

(3) 対応が期待される事項・先進的な取り組み事例の整理

改正前のGLでは、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」、金融機関等におけるフォワード・ルッキングな対応を促す観点から、過去のモニタリングや

海外の金融機関等において確認された優良事例を「先進的な取組み事例」として記載していた。

これらの記載については、金融機関等におけるリスクベース・アプローチを推進する意図で記載されていたが、一方で、「期待される」という言葉だけが先行して、特に規模の大きくない一部の金融機関等では、「これは自分たちには関係ない、やらなくていい」と機械的に判断してしまう誤解、曲解が生じていた。また、かつては「先進的な事例」であったものでも、時が経つにつれて、一般的な事例として普及するものもある。

こうしたことを踏まえ、「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」については、GLからは削除し、必要に応じて、関連する「対応が求められる事項」に係るFAQに記載を移している。金融機関等においては、自らが直面しているリスクに応じて、FAQに移した内容を踏まえ、必要な対応を実施することが重要と考えている。

なお、「対応が期待される事項」のうち、「新技術の活用」（GLのⅡ－2(5)）については、改正前のGLにおいて、「対応が期待される事項」のみに記載があり、関連する「対応が求められる事項」の記載がなかったことから、今回の改正で「対応が求められる事項」に格上げしたかたちとなっている。

この点については、労働市場において、専門人材や労働力の供給が限られているなかで、今後、どの金融機関等においても人海戦術では限界があり、マネロン等対策の高度化のためには、新技術の活用に関して少なくとも検討することは必要になると考

えていることから、「対応が求められる事項」として記載した。金融機関等においては、外部の技術動向も踏まえつつ、新技術の活用を検討し、態勢の維持・高度化に向けた取組みが求められる。

3 最後に

金融機関等においては、上述のとおり、基礎的な態勢整備はおおむね完了しており、有効性検証に取り組む段階に進んでいると認識しているが、今回の改正内容と現状の態勢の差異を確認し、必要な場合には速やかに見直しを行う必要がある。

また、FATF第5次対日相互審査については、現在（2026年3月）のところ、2028年6月に予定されているが、海外においては、既に第5次審査が開始されている国もあり、その結果も公表されている。

当庁においては、こうした他国における審査状況も分析しつつ、金融機関を取り巻く環境変化等に応じて、今後も機動的にGL、FAQを改正し、金融機関等の態勢の維持・高度化を促していきたい。

こばやし ゆうご

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室専門検査官

2022年、弁護士登録（74期）。弁護士法人中央総合法律事務所に入所後、民間金融機関への出向を経て、2025年2月より金融庁に出向。総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室専門検査官及び健全性基準室課長補佐を併任。金融犯罪対策室においては、金融機関のマネロン対策及び金融犯罪対策に関するモニタリング等に従事。

はまだ こうき

金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪
対策室金融証券検査官

金融機関にて、AML/CFT態勢高度化に係
る業務に従事した後、2025年1月より金融庁
に出向。金融犯罪対策室においては、マネロ
ンガイドライン・FAQや有効性検証に係る
企画立案・運営等に従事。